

## 第2回検討小委員会（各種商品小売業特定最低賃金） 使用者側意見

### 1. 「公正競争ケース」に基づく産業別最低賃金について

今般の各種商品小売業の最低賃金の改正申出は、「公正競争ケース」に基づくものと認識している。

「公正競争ケース」に基づく産業別最低賃金制度については中央最低賃金審議会等により以下のとおりとされている。

#### (1) H4.5.15 中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告

- ・法における公正競争の確保とは賃金の不当な切り下げの防止によって達成されるものであり、地域別最低賃金が全都道府県において設定されている現在、賃金の不当な切り下げの防止は一定の水準ですでに措置されており、一定の公正競争は確保されている。（最低賃金決定要覧、以下同じ、p 216 最終行）
- ・「労働協約ケース」は61年答申前文の「労働条件の向上」を、また「公正競争ケース」は「事業の公正競争の確保」を受けて設定されていると理解することが適当である。とりわけ公正競争ケースで申出される新産業別最低賃金は、より高いレベルでの公正競争の確保を主たる目的とすると理解することが適当である。（p 217 五行目）
- ・申出者は申出に当たっては賃金格差の存在等個別具体的な疎明が不可欠な要件となる。（p 217 十六行目）

#### (2) H10.12.10 中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告

- ・審議会での審議に資するため、産業別最低賃金（公正競争ケース）の審議にあたっての視点（別紙1）及び「産業別最低賃金（公正競争ケース）の審議に当たっての審議参考資料」（別紙2）を提示するので、これを参考として個々の産業別最低賃金について十分な審議を行うこと。（p220 十九行目）
- ・審議会での適切な審議が行われるようにするために、申出者は公正競争ケースによる産業別最低賃金の決定等の申出の際の個別具体的な疎明にあたっては、賃金格差の存在の疎明のための資料の添付を徹底すること。（p220 最終行）

#### (3) H17.3.31 厚生労働省最低賃金制度のあり方に関する研究会報告書

- ・産業別最低賃金の現状をみると、基幹的労働者は大部分が一定の年齢の者や軽易な業務に従事する者などを除外するネガティブリスト方式によって定義されており、実態としては、当該産業の基幹的業務に従事しているとはいえないような低賃金層のものまでを対象とするものになっている、（中略）比較的賃金水準の高い労働者の賃金の不当な切下げによる競争を防止する

という本来の機能は果たしておらず、その役割も地域別最低賃金と重複している面が多くなっている。(当該報告書 p7 五行目)

以上から「公正競争ケース」に基づく産業別最低賃金制度の論点は、賃金の不当な切下げにより公正競争が妨げられているかという点であり、小委員会も含め当審議会においては、これにより議論が進められるものと考える。

## 2. 2021年6月24日付申出書について

上記1.を踏まえ、2021年6月24日付提出された各種商品小売業の最低賃金の改正決定を求める申出書（7月27日第2回最低賃金審議会資料No.7）については、次のとおりである。

### (1) 申出理由について

- ・三点挙げられた申出理由のうち、一点目の「当該産業における事業の公正競争を確保する観点」については制度の趣旨、目的に合致している。
- ・二点目の「県内の賃金秩序や雇用・消費など地域経済における位置付け」については、「公正競争の確保」とどのような関連性があるのか、現段階では分かりかねる。
- ・三点目は、現行の最低賃金842円との記載であり、事実である。

### (2) 疎明資料について

- ・添付された「各種商品小売業に関する賃金格差疎明資料」は、令和2年度賃金構造基本統計調査の新潟県分の統計表だと思われるが、本調査の集計は日本標準産業分類の大分類「I 卸売業、小売業」となっており、本小委員会ならびに審議会で議論の対象としている「各種商品小売業」のものでは無いうえ、公正な競争を妨げる不当な賃金の切下げが行われていることも読み取れない。
- ・「申出に合意した労働者の所属する企業間の賃金等の比較」においても、企業間で通常存在している差異以外のものは読み取れない。
- ・これ以外に、前述のH10年審議会で示されている項目の記載や資料の添付もされていない。
- ・加えて、昨年の小委員会では、当該業種に於いて少なくとも産業別最低賃金を下回る労働者が居なかったことが確認されているが、今年になってその状況が変わっていることも示されていない。

## 3. 審議にあたっての基本的な考え方

現在のところ労働者側から、県内の各種商品小売業において、賃金の不当な切下げにより公正競争が確保されていないことが示されていないため、先ずこの

ことについて客観的、合理的に疎明する資料の提示と説明をお願いしたい。

それを踏まえた議論により、公正競争が妨げられているということが無いとなれば、各種商品小売業においても新しい地域別最低賃金 859 円が適用されることにより一定の競争が確保され、他産業と同じ最低賃金が保証されることもあり、特定最低賃金の改定の必要は無いものと考える

#### 4. 関係労使の意見聴取について

使用者側としては、賃金の不当な切下げにより公正競争が確保されていないということは無いと認識していることから、関係者の意見聴取の必要は無いものと考えている。

しかしながら、労側関係者からの意見陳述に於いて、この点について具体的な指摘があれば、それに対応した意見陳述を行う必要があると考えている。

従って、労側関係者の意見陳述の内容を拝聴の上、指摘を受けた会社の適当な立場の方にご説明をお願いする等、対応を検討したいと考える。

以上